



平成29年7月27日

各位

会社名 株式会社キューブシステム
代表者名 代表取締役 社長 崎山 収
(コード番号 2335 東証第一部)
問合せ先 取締役 副社長 内田 敏雄
(TEL 03-5487-6030)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬（以下「本制度」といいます。）として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成29年8月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 42,100株
(3) 処分価額	1株につき884円
(4) 処分総額	37,216,400円
(5) 募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。）2名 14,000株 当社の執行役員7名 28,100株
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）及び当社執行役員（以下、「対象取締役等」と総称します。）を対象に、中期経営計画の達成に向けたインセンティブを与えるとともに、今後の当社を牽引する人材として株主価値との一層の共有を促進することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、平成29年6月28日開催の第45回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額6千万円以内の金銭報酬を支給することにつき、ご承認をいただいております。ただし、当該報酬額は、原則として、当社の中長期経営ビジョン（以下、「V2020」といいます。）が目標とするSTEP毎の業績達成に向けたインセンティブとして、各STEPの初年度に、当該STEPが対象とする3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することを想定しております。V2020は、2012年度を初年度とし、2020年度までの期間を3つのSTEPに分けた中長期経営ビジョンであり、各STEPはそれぞれ3事業年度で構成されます。したがって、上記報酬額は、実質的には1事業年度2千万円以内での支給に相当すると考えております。また、譲渡制限付株式の譲渡制限期間として1年間から4年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行し又は処分する普通株式の総数は、年 105,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、本制度により当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること、③当社の連結営業利益など、中期経営計画における指標に基づき、当社の取締役会が予め設定した業績達成度に応じて、割り当てた株式の全部又は一部について、譲渡制限を解除すること等が含まれることといたします。

V2020の最終年度である2020年度において、ROE13%の業績目標を達成するためのインセンティブとするため、譲渡制限の解除条件を2017年度（中長期経営ビジョンの2ndSTEPの最終年度）の営業利益の目標金額を基準としております。なお、V2020の達成までの継続的なインセンティブとなるよう、譲渡制限期間については、2021年度までの4年間としております。

今回は、V2020の2ndSTEP最終年度における業績達成に向けた更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、対象取締役等に対し1事業年度に相当する株式報酬として、金銭報酬債権合計 37,216,400 円（以下「本金銭報酬債権」と総称します。）、普通株式 42,100 株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等9名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

- (1) 譲渡制限期間 平成29年8月25日～平成33年8月24日
- (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれかの地位にあることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点において、対象取締役等が保有する本株式数に、当社が提出した第46期に係る有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益が、下表「営業利益」欄記載の各値に該当する場合、当該値に対応する「解除率」欄記載の割合を本株式数に乗じた株数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の譲渡制限を解除するものとする。

営業利益	解除率
1,350百万円以上	100%
1,060百万円以上1,350百万円未満	営業利益 ÷ 1,350百万円
901百万円以上1,060百万円未満	営業利益 ÷ 1,350百万円 × 80%
742百万円以上901百万円未満	営業利益 ÷ 1,350百万円 × 60%
742百万円未満	0%

- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合の取り扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または使用人のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由（ただし死亡による退任又は退職をした場合を除く）により退任又は退職した場合には、譲渡制限期間満了時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除す

る。

②解除本株式数

①で定める当該退任又は退職した時点における(2)の営業利益の予想値として、当社取締役会が合理的に算出した数値に応じて(2)に定める解除率に基づき計算された株式数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間(月単位)を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数の株数(単元未満株は切り捨て)とする。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本割当株式については、本譲渡制限期間の満了もしくは、(3)に基づく譲渡制限の解除時点において、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

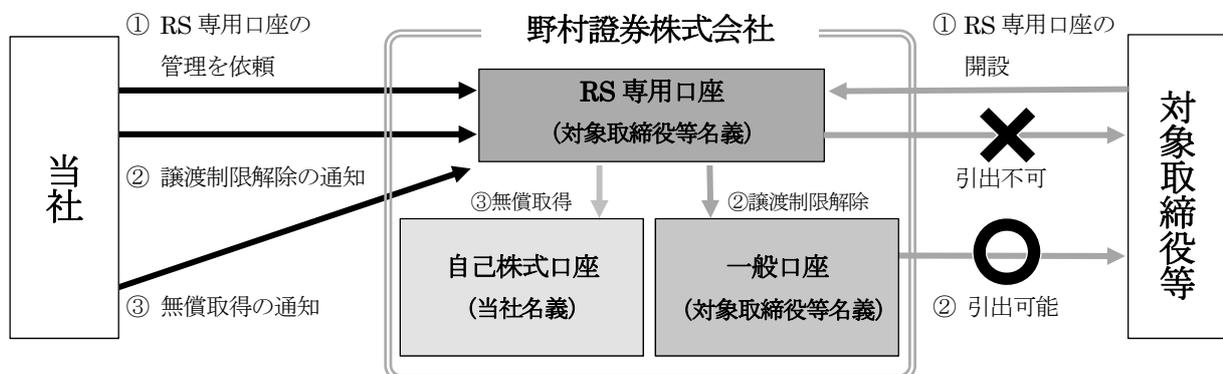
(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点における(2)の営業利益の予想値として、当社取締役会が合理的に算出した数値に基づき計算された株式数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数(ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てするものとする。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第46期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された本金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成29年7月26日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である884円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的でかつ、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(ご参考)【譲渡制限付株式(RS)制度におけるRSの管理フロー】



以上